

会議の公開・非公開について

1 吹田市ESCO事業者選定委員会について

吹田市ESCO事業者選定委員会は、「執行機関の附属機関に関する条例」第2条に基づき設置される附属機関になります。本市では、「吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、附属機関の運営を行っています。

2 会議の公開・非公開について

本市では、「吹田市情報公開条例」第28条（P.4参照）において、会議の公開を規定しており、その具体的運用を「吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針（P.2参照）」で定めています。本指針第9項では、原則として公開とすることが定められていますが、同項第2号イでは、「吹田市情報公開条例」第7条各号（P.2～3参照）に掲げる公開しないことができる情報又は公開することができない情報を取り扱うときは、会議を非公開とすることができるものと定められています。

本委員会では、事業者から提出される提案書を基に、事業者からのプレゼンテーション及びヒアリングにより、事業者の提案の審議を行っていただきますが、事業者の提案には、事業者独自のノウハウが含まれますので、「吹田市情報公開条例」第7条第2号の「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の事業活動に明らかに不利益を与えると認められるもの」に該当すると考えられます。

また、本委員会の情報を公開することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、又は中立的な意思決定ができなくなるおそれがあるため、「吹田市情報公開条例」第7条第3号の「市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等の機関若しくはその他の公共団体の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは公正かつ適切な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの」に該当すると考えられます。

○吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針（抜粋）

9 会議の公開

審議会等の会議は、原則として公開する。

- (1) 公開で行う会議は、何人も傍聴することができる。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、会議を公開しないことができる。

ア 他の法令等に特別の定めがあるとき。

イ 吹田市情報公開条例（平成14年吹田市条例第10号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号に掲げる公開しないことができる情報又は公開することができない情報を取り扱うとき。

ウ 会議を公開することにより会議の目的を失わせ、公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められるとき。

○吹田市情報公開条例（抜粋）

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役

員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人並びにその他の公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の事業活動に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ 市民生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する情報

- (3) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。次号において同じ。)の機関若しくはその他の公共団体の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは公正かつ適切な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの

- (4) 市の機関、国等の機関若しくはその他の公共団体の機関が行う次に掲げる事務若しくは事業に関する情報であって、その性質上公開することにより、当該若しくは同種の手続若しくは事業を実施する目的が達成できなくなり、又は当該若しくは同種の手続若しくは事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

ア 監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、調査研究、人事管理等に係る事務

イ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業

ウ 独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業(企業経営に係るものに限る。)

- (5) 法令等の規定により、明らかに公開することができないとされている情報

(会議の公開)

第28条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置した附属機関及びこれに準ずる機関の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがあるとき。
- (2) 第7条各号に掲げる情報が含まれる事項について調査審議等をするとき。
- (3) 会議を公開することにより会議の目的を失わせ、公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められるとき。